

経済センサス - 活動調査

調査実施者 説明資料

(前回部会等における指摘事項に対する回答)

【「事業別売上（収入）金額の内訳」の記入について（中村委員指摘事項）】

- ・ 個人経営事業所では、調査票の 11 欄でまず 22 事業区別に売上金額を記入した上で、その①～⑳のうち最も金額の大きい事業が(ア)～(ケ)のどの事業活動区分に該当するかを確認し、その事業活動について「分類表」を参照して金額の大きい順に3つ記入することとなっているが、誘導の仕方が複雑で分かりにくいのではないか。

(回答)

- 1 28年調査で新設される個人経営調査票は、全産業共通の調査票であるため、12欄の「事業別売上（収入）金額の内訳」の説明文については、24年調査と同様の扱いとなるよう記載している。

「事業別売上（収入）金額の内訳」の記入に当たっては、「分類表」を参照することとし、「分類表」の表紙は該当頁にスムーズに案内できるように設計している。（参考資料1参照）

- 2 活動調査試験調査において、「個人経営調査票」（片面設計）と、24年調査をベースに作成した調査票（両面設計）のうち個人経営者向けに配布した調査票について、「事業別売上（収入）金額」及び「事業別売上（収入）金額の内訳」の記入状況について検証したところ、記入状況はおおむね同水準となっている。

なお、直轄調査の「事業別売上（収入）金額の内訳」の記入状況については、片面設計の「個人経営調査票」が両面設計の「24年ベース調査票」を大きく上回っている。

このように、個人経営調査票の記入誘導の仕方が複雑で分かりにくいという状況とはなっていないと認識している。

・ 調査事項別個人経営者の記入状況（事業所ベース）（記入率(%)）

	調査員調査 (単独事業所を対象)		直轄調査 (支社を有する企業を対象)	
	個人経営調査票 (片面設計)	24年ベース (両面設計)	個人経営調査票 (片面設計)	24年ベース (両面設計)
事業別売上（収入）金額	93.2	92.8	82.2	78.2
事業別売上（収入）金額の内訳	84.3	88.8	93.8	69.5

【売上（収入）等の経理数値の記載対象期間について（野辺地専門委員指摘事項）】

- ・ 調査票の「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の説明文に、「・・・記入できない場合は平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。」という趣旨の文言を記載すべきではないか。

（回答）

- 1 「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）検討会）において、「経理項目については、その対象期間を原則として1～12月期とし、この期間を最も多く含む1年間の決算期間も認めることとする。」とされている。
- 2 24年活動調査においては、この考え方にに基づき、「調査票」や「調査票の記入のしかた」に以下のとおり記述している。

【24年活動調査における「調査票」の記載内容】

- 平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。

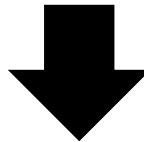
【24年活動調査における「調査票の記入のしかた」の記載内容】

- 平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

- 3 かししながら、諮問案の調査票には、調査票上の記述が不足していることから、ご指摘を踏まえ、調査票上の「売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」欄に以下のとおり追記したいと考えている。

例) 【01】 個人経営調査票の記載
(諮問案)

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目 ● 平成27年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。（万円未満四捨五入） ● 『調査票の記入のしかた』 ○ ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。																	
									百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
	① 売上（収入）金額															0,000	
	② 費用総額（売上原価＋経費計）															0,000	
	主な費用項目	③ 給料賃金（専従者給与を除く）															0,000
		④ 地代家賃															0,000
		⑤ 減価償却費															0,000
⑥ 租税公課															0,000		



(修正案)

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目 ● 平成27年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。 <u>（この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。）</u> （万円未満四捨五入） ● 『調査票の記入のしかた』 ○ ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。																	
									百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
	① 売上（収入）金額															0,000	
	② 費用総額（売上原価＋経費計）															0,000	
	主な費用項目	③ 給料賃金（専従者給与を除く）															0,000
		④ 地代家賃															0,000
		⑤ 減価償却費															0,000
⑥ 租税公課															0,000		

【「商品売上原価」について（中村委員追加指摘事項）】

- ・ 従業における商品売上原価を削除することについては、主業（卸小売業）がマージンの9割以上を占めているので問題にならないということか。
- ・ 「売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の中の「売上原価」は商品売上原価を含むと思うが、商品売上原価を分離して把握していない企業が多いので報告者負担になるということか。

（回答）

- 1 「商品売上原価」について、24年調査の結果は参考資料2のとおりである。
商業マージン率をみると、卸売業・小売業は20.3%、産業合計では21.3%となっている。
一方、他産業の商業マージン率をみると、電気・ガス・熱供給・水道業は9.1%、学術研究、専門・技術サービス業は54.4%など、産業によって多少ばらつきがみられるものの、「商品売上原価」の構成比で見れば、卸売業・小売業が91.6%であるのに対し、製造業が6.0%のほか、電気・ガス・熱供給・水道業、学術研究、専門・技術サービス業などは、全て1%未満と従業部分の占める割合はごくわずかであり、全体に与える影響はきわめて限定的である。
また、産業連関表における商業マージン額の推計においては、卸売業・小売業（主業）の商業マージン率を細分類ベースで計算し、全体の商品販売額に乗じて推計している。
- 2 「売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「売上原価」は損益計算書における費用項目である一方、それに含まれる「商品売上原価」を分離して把握することは報告者負担になると考えられる。さらに、28年調査では、平成26年商業統計調査における調査事項の変更を受けて、「商品売上原価」に代えて「商品仕入額」、「年初商品手持額」、「年末商品手持額」を調査事項とする予定であり、調査事項の追加につながることから、少なからず報告者負担が増加する。
- 3 そこで28年調査では、前述のとおり、全体の「商品売上原価」の9割以上を主業が占めていること、産業連関表の商業マージン額推計において主業のみを使用していること及び報告者負担の観点から従業分の「商品売上原価」を把握しないこととしている。